

静岡県公安委員会規程第3号

静岡県警察組織規則の一部を改正する規則等の施行に伴う関係公安委員会規程の整理に関する規程を次のように定める。

令和2年3月24日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

静岡県警察組織規則の一部を改正する規則等の施行に伴う関係公安委員会規程の整理に関する規程
(取消処分者講習の実施に関する規程の一部改正)

第1条 取消処分者講習の実施に関する規程（平成2年静岡県公安委員会規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(講習実施責任者等) 第3条 (略) 2 講習実施担当者は、 <u>中部運転免許センター管理官</u> とする。講習実施担当者は、講習の実施に関し、 <u>講習実施責任者</u> を補佐するものとする。 3 (略)	(講習実施責任者等) 第3条 (略) 2 講習実施担当者は、 <u>静岡県警察中部運転免許センター管理官</u> とする。講習実施担当者は、講習の実施に関し <u>講習実施責任者</u> を補佐するものとする。 3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(自転車運転者講習の実施に関する規程の一部改正)

第2条 自転車運転者講習の実施に関する規程（平成27年静岡県公安委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(講習実施責任者等) 第4条 (略) 2 講習実施担当者は、 <u>静岡県警察本部交通部交通企画課交通管理調査官</u> とし、講習の実施に関し、 <u>講習実施責任者</u> を補佐するものとする。 3 (略)	(講習実施責任者等) 第4条 (略) 2 講習実施担当者は、 <u>静岡県警察本部交通部交通企画課管理官</u> とし、講習の実施に関し <u>講習実施責任者</u> を補佐するものとする。 3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和2年3月27日から施行する。